年金相談室通信 第22号

2011年3月1日

全日本年金者組合中央本部 年金相談室

- * 2011 年 4 月からの 0.4%の年金引き下げを凍結せよ
- * 年金の受給資格期間25年を、当面10年に短縮せよ
- * 基礎年金の国庫負担分については、3.3万円を65歳以上のすべての人に支給せよ
- * 全額国庫負担による最低保障年金制度をつくれ
- * 後期高齢者医療制度をただちに廃止し、老人保健制度に戻せ
- *「宙に浮いた・消えた・消された」年金記録は、1人の犠牲者も出さず解決せよ
- * 消費税の増税に反対

現行年金制度は、払った保険料に応じて年金が支払われ、最低保障部分がありません。

このことが、低賃金で働く人、働いた期間が短い人、保険料を払わない・払えない人等・・・多くの人達が無年金・低年金者となる大きな原因となっています。

年金者組合は、21年間、最低保障年金制度創設を主張していますが、現在は、政党・新聞社・労働組合・学者等が、最低保障部分のある年金制度を提案しています。

*質問にお答えします。

Q 年金者組合の「基礎年金の国庫負担分として3.3万円を65歳以上のすべての人に支給せよ」(について説明してください

A、この要求は「現行年金制度の中に最低保障部分として 3.3 万円を制度化せよ」という要求です。 現在、厚生年金・共済年金・国民年金の受給者には、国庫負担金付きの年金が支給されていますが、年金額の高い人ほど国庫負担金が多く支払われる仕組みになっています。

「これはおかしい、基礎年金の半分は国庫負担金として、保険料ではなく税金から支払らわれるのだから、すべての高齢者に平等に支給されるべきである」という要求です。

具体的年金額については、下記の表(愛知年金者組合作成)を参考にしてください。

現在(基礎年金額)

改定後(年金者組合案)

年金額	積立金	国庫負担	年金額	積立金	国庫負担	引上額
6,6	3,3	3,3	6,6	3,3	3,3	0
5	2,5	2,5	5,8	2,5	3,3	0,8
4	2	2	5,3	2	3,3	1,3
3	1,5	1,5	4,8	1,5	3,3	1,8
2	1	1	4,3	1	3,3	2,3
1	0,5	0,5	3.8	0,5	3,3	2,8
0	0	0	3,3	0	3,3	3,3

内容は、最低保障年金の要求であり、さらに5万円、7万円、8万円の最低保障年金制度への展望

を持つ要求です。

この要求には歴史があり、かなり以前から、大会、中央委員会、中央執行委員会、学習決起集会などで意見として出されていました。

最低保障年金制度をめぐる現情勢からみて、現実的な時宜を得た要求であると確信します。

65歳から,無年金者は月額3.3万円を受給、現在の受給者は、受給中の基礎年金の半額+3.3万円となり、2.5兆円から3兆円の財源が必要と思われますが、生活保護費などとの関連で、国の財政全体の負担増はもう少し減ると思います。

|Q、「運用3号」で3号がらみの期間の救済があるとのことで 混乱があるようですが ・・・|

A、無年金・低年金対策として見逃せない動きです。

「実態として、3号から1号への届出もれが多数あり、100万人以上」ということを、厚生労働省は把握しています。結果として無年金・低年金につながるこの状態をどうするかという問題です。

厚生労働省は、届出もれで3号のままになっている人は、直近の2年分を払えば、さかのぼって、本来は未納の1号の期間を、3号として認めることにする「運用3号」という処置を決め、1月1日すでに実施し、現在は保留しています。

- *夫または妻が厚生年金・共済年金に加入していて、その配偶者は 130 万円未満の収入の場合、3 号被保険者となり、直接国民年金保険料を払わなくても、年金額は保障されています。配偶者が退職した場合、60歳未満の夫と妻は、1号被保険者の手続きをし、国民年金保険料を払うことになっています。この手続きもれが、100万人を超えると予想されています。
- *厚生労働省は、「行政側の責任があるときに・・・」として責任を認めています。総務省は、「保険料を払った人と払わない人が、同じ年金額になるのは不公平、法律に違反するのではないか」とし反対しています。

* 保険料を払った人と払わない人とで不公平という意見について

国は、国民に情報を届ける責任があり、手続きを知らずに無年金・低年金者という犠牲者になる国民に対して、何らかの救済策を取る責任があります。「運用3号」は、申請主義には無理があるという一例かと思います。届出をうながす通知も不十分、複雑で理解できない各種通知に混乱している国民の姿が見えます。「払った・払わなかった」ということによる不公平、「知っていた・知らなかった」ということによる不公平は、ともに検討されねばなりません。

簡単に不公平と断ぜずに、「運用3号」を生かす方向で、かつ不公平感をどう解消するかという検討を進めて欲しいと思います。「受給資格期間には反映させるが年金額には反映させない」という方法もあります。

さらに、この機会に、無年金・低年金対策として、「現行年金制度に最低保障部分を創設する」ことを 検討して欲しいと思います。

年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前11時から午後4時までです。 電話でのご相談は、03-5978-2751 FAXは、03-5978-2777

E-mail/honbu@nenkinsha-u.org

*電話・FAX・メール・手紙等で、相談・質問・意見、何でもお寄せください。 (全日本年金者組合・中央年金相談室 阿久津嘉子)